

第 9 回

国際植物防疫条約に関する国内連絡会

平成 2 3 年 9 月 1 3 日

農林水産省消費・安全局植物防疫課

午後 2時00分 開会

○坂田植物防疫課課長補佐 それでは、時間になりましたので、ただいまより第9回国際植物防疫条約に関する国内連絡会を開催させていただきます。

開会に当たりまして、農林水産省消費・安全局植物防疫課長の福盛田よりごあいさつ申し上げます。

○福盛田植物防疫課課長 植物防疫課長の福盛田でございます。本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日は、第9回国際植物防疫条約に関する国内連絡会ということでお集まりいただきました。この国際植物防疫条約（IPPC）は、ご存じのように、植物の病虫害の侵入や蔓延の防止、それから防除のための適切な措置、これを加盟国が協力、協調して取り組むということを目的としております。特に植物検疫措置の国際調和を図るために、植物検疫措置に関する国際基準、ISPMと申しておりますが、この作成に取り組んでおります。ISPMは、加盟国協議を経まして作成されまして、IPPCの総会、CPMで採択されるものでございますが、加盟国は、これに基づき、植物検疫措置を実施することになるということになっております。このため、このISPMが、我が国の農産物貿易の実施に即しまして、実施可能なものとなるよう、広く国民の関係者との情報の共有なり、意見交換を行いまして、ISPMの案に対しまして我が国のコメントをまとめるということが重要となっております。

本年は7本のISPMの案が提示されてございます。2カ月前の7月21日、本年第1回目のこの連絡会を開催させていただきました。私どもから説明させていただきまして、委員の皆様からこの基準案に関します問題点あるいは科学的知見に照らして検証すべき点等々につきましてご議論いただきました。あわせて、6月20日から農水省のホームページで広く国民の皆様からご意見をいただく、募集するという于行ってまいりました。本日は、前回の連絡会の議論等をもとに、私どもで科学的知見に照らしまして我が国のコメントの案というものを作成させていただきました。これをベースに、さらなるご議論をいただきまして、我が国のコメントの最終案というものを作り上げていきたいと考えております。

限られた時間ではございますけれども、実りある意見交換となりますよう、ご協力をお願いいたします。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○坂田植物防疫課課長補佐 続きまして、本日ご多忙の中お集まりいただきました検討メンバーの皆さん、私から紹介をさせていただきたいと思います。席順に従いまして、ご紹介をさせていただきます。

まず、日本くん蒸技術協会事務局長秋山委員です。

○秋山委員 秋山でございます。よろしくお願いします。

○坂田植物防疫課課長補佐 消費科学連合会副会長の犬伏委員です。

○犬伏委員 犬伏でございます。よろしくお願いします。

○坂田植物防疫課課長補佐 日本生活協同組合連合会、安全政策推進室長鬼武委員です。

○鬼武委員 鬼武です。よろしくお願いいたします。

○坂田植物防疫課課長補佐 全国植物検疫協会副会長古茶委員です。

○古茶委員 よろしくお願ひいたします。

○坂田植物防疫課課長補佐 全国木材検査・研究協会調査研究課長佐々木委員です。

○佐々木委員 佐々木でございます。よろしくお願いいたします。

○坂田植物防疫課課長補佐 日本種苗協会専務理事鈴木委員です。

○鈴木委員 鈴木です。よろしくお願いします。

○坂田植物防疫課課長補佐 全国農業協同組合連合会園芸課調査役津田委員です。

○津田委員 津田でございます。よろしくお願いします。

○坂田植物防疫課課長補佐 全国農業協同組合中央会営農企画課審査役丸澤委員です。

○丸澤委員 丸澤です。よろしくお願いします。

○坂田植物防疫課課長補佐 農研機構食品総合研究所食品安全研究領域上席研究員の宮ノ下委員です。

○宮ノ下委員 宮ノ下でございます。よろしくお願いします。

○坂田植物防疫課課長補佐 日本消費者連盟事務局長山浦委員です。

○山浦委員 山浦です。よろしくお願いします。

○坂田植物防疫課課長補佐 日本青果物輸入安全推進協会安全問題専門委員長米倉委員です。

○米倉委員 米倉です。よろしくお願いします。

○坂田植物防疫課課長補佐 行政から、農林水産省消費・安全局植物防疫課課長福盛田です。

○福盛田植物防疫課課長 福盛田でございます。よろしくお願いいたします。

○坂田植物防疫課課長補佐 同じく検疫対策室長福嶋です。

○福嶋植物防疫課検疫対策室長 福嶋です。よろしくお願いします。

○坂田植物防疫課課長補佐 同じく北原係長です。

○北原植物防疫課係長 北原です。よろしくお願いします。

○坂田植物防疫課課長補佐 前回に引き続きまして、私坂田が司会をさせていただきたいと思

います。よろしくお願いいたします。

早速ではございますが、本日の進め方について、ご説明をいたします。

本年は、国際植物防疫条約から加盟国協議に諮られました7本の国際基準案につきまして、7月21日に開催いたしました第8回の国内連絡において、委員の皆様からご意見、ご指摘をいただきました。そのご指摘、ご意見に対しまして、植物防疫組織として科学的な見地から検討してまいりました。まず、当方からその検討結果についてご報告をいたしまして、その結果を踏まえた上で作成しました我が国のコメント案をご紹介いたしたいと思っております。本日は、そのコメント案につきまして、委員の皆様にご議論をいただきたいと思っております。それぞれのお立場から自由闊達なご議論をいただきまして、よりよい国際基準策定のために我が国が提出すべきコメントを作成していきたいと考えております。

なお、前回同様、本日の資料や議事概要につきましては、後ほど農林水産省のホームページに掲載することとしておりますので、あらかじめご了承くださいと思います。

本会の進め方につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

では、早速ですけれども、前回の国内連絡会の際に、各国協議に諮られております7本のISPM案につきまして、パワーポイントの資料を用いまして説明をいたしましたが、改めてもう一度ISPM案の概要について簡単にご説明をしたいと思います。お手元の左肩に資料4と書かれた資料をごらんください。本年加盟国協議に諮られておりますISPM案の概要がこちらになります。本年7本のうち、まず1つ目ですけれども、木材こん包材に関連する承認された処理の改正ということで、これは既に作成された基準のNo.15というものの付属書になっております。これは一般的に貿易に使われます木材こん包材、これは荷物が動いたりしないように空間を埋めたりするもの、あるいはパレットですとか、そういったもので木材でつくられたものを対象にしたものでして、そういったものであっても病虫害が付着して他国に侵入、蔓延を及ぼす恐れがあるということで、そういったものにつきましては使用前に事前に消毒をしましょうというような国際基準になっております。

国際基準上、今認められています処理が大きく2つございまして、1つは熱による熱処理、もう一つは臭化メチルによるくん蒸処理というものがございました。今回改正の内容につきましては、この2本の処理基準につきまして、実態に即しまして幾つかの修正すべき点がありますので、まずその修正を行っております。

また、その2つの処理方法に加えまして、新たに誘電加熱処理という処理方法がつけ加えられております。これは非常に単純に申し上げれば電子レンジと同じやり方で、木材の中にあり

ます水分子に直接エネルギーを加えて、それで熱エネルギーに転換するといった処理方法になっております。これが1つ目の提案されておりますI S P M案になっております。

2つ目ですけれども、これも今ご説明したものに関連しておりますが、1つ目の基準につきましては、木材こん包材に対して用いられる処理ということで、2本プラス新しい1本ということで3本あるわけですけれども、具体的な処理内容、処理方法について記載した基準になっております。こちらはI S P Mの構成上そういった処理基準自体はNo. 28の付属書というような位置づけでつくられております。これは先ほど申し上げたとおり新たに加えられた誘電加熱処理、いわゆる電子レンジと同じ方法で病害虫を殺虫するための処理基準というものが規定されております。

3本目ですけれども、ネットメロンに対するウリミバエの蒸熱処理ということで、ネットメロンに寄生しますウリミバエにつきまして、それを殺虫するための処理として、蒸気を使いまして蒸熱処理というものがございます。これの処理の仕方について定めた基準というふうになっております。

4つ目ですけれども、有害動植物としての植物の有害動植物リスク分析ということで、これは、例えば観葉植物のように、当初は何か有用な植物として輸入するわけですが、実際には輸入した後にそれが自然界に蔓延したりして、思わぬ被害を及ぼすことがある植物というものがございます。こういったものにつきましては、ほかの病害虫と同じように輸入をする前にきちんとリスク評価をしましょうということがこの基準の大きな大前提になっております。これにつきましては、今まで病害虫のリスク分析という基準がNo. 11ということで定められておりましたが、この付属書といたしまして、有害動植物となり得る植物のリスク分析ということで、新たに追加ということで提案がされております。

なお、今回のこの基準につきましては、非意図的に侵入してくるものというのは除外するということを前提にしております。例えば、農産物に混入して入ってきてしまうような雑草とか、そういったものについては、この基準の中では議論をしないという前提のものでつくられたものでございまして、あくまでも意図的に輸入する。そもそも何かの有用性があって輸入したんだけど、その結果として、それが何かほかの悪い副次的な影響を及ぼすというものについて、そういった可能性を輸入する前にリスク分析をしましょうという考え方に立っております。

5本目ですけれども、ヒメアカカツオブシムシの診断プロトコルということで、これはヒメアカカツオブシムシという、世界的に重要な、穀物に対する害虫ですけれども、これを見分けるための手順書になるものです。ヒメアカカツオブシムシ、前回のこの会議でも議論になりま

したけれども、なかなかヒメアカカツオブシムシということと同定、決定するというのが難しいものですから、それをどういったところを見れば確実に判別することができるかということを決めたものになっております。

6本目ですけれども、植物検疫用語集の改正ということで、これは常日ごろ我々植物防疫機関が他国とも議論をしたりする際に、用語がそれぞれが思っていることが違うのに一つの言葉を使っていると非常にややこしいことになりますので、ある一定の用語集というものをNo. 5としてつくっております。今回は、例えばConfinement（閉じ込め）とかExclusion（駆除）といった用語の新たな定義を追加するほか、既存の定義の中で、この植物検疫用語としてふさわしくないといえますか、広く一般に使われているものですか、あるいはもうほかの分野でも同じように使われているというもので、植物検疫用語というのにふさわしくないものについては削除するといったような修正等が提案をされております。

7本目ですけれども、「広く分布しない」の定義の解釈及び適用ということで、IPPC、国際植物防疫上検疫の対象とする病害虫というものの定義が決まっております、1つは輸入国、国内に存在していない病害虫というものです。もう一つは、一部に存在していても広く分布していない病害虫というものが検疫の対象とする病害虫の定義になっておるわけですが、この2つ目の定義の広く分布しないというものにつきましては、ややあいまいなところがありまして、加盟国においてそれぞれで解釈がまちまちな部分があったということです。今回その広く分布しないということの定義について、基準の中にしっかりと盛り込むというような改正がされております。

今回の加盟国協議にかかっております7本のISPM案の内容につきましては、以上のとおりとなっております。この際、何かご質問ですか、ご意見があればよろしくお願いいたします。

そういたしましたら、早速でございますが、まず、1つ目、1本目と2本目関連しておりますけれども、木材こん包材に関連する承認された処理の改正及び木材こん包材に対する誘電加熱を用いた熱処理のISPM案に関しまして、前回の連絡会で皆様からいただいた指摘事項に対する検討結果を中心に、植物防疫課の北原係長から説明をいたします。

○北原植物防疫課係長 植物防疫課の北原です。よろしくお願いいたします。

資料の5と資料の6を使いまして、説明させていただきます。

まず資料の5ですが、四角で囲ってある箇所が、前回の連絡会での委員からの指摘事項として、それに対する検討結果をその下の部分に記載しております。また、指摘事項の最後に括弧

でページが記載されておりますが、それはその指摘が資料の参考に I S P M 案の仮訳がありますが、その仮訳のどこの部分にかかるかを参照として付しております。

まず、最初のご指摘ですが、資料の参考 2 の 5 ページのパラグラフ 28 の部分に当たるんですが、上段のほうに表がありまして、表 1：木材こん包材に対する 24 時間の臭化メチルくん蒸における最低 C T 値の箇所です。これに関しましてご指摘がありました。24 時間後の臭化メチルの最低濃度が規定されているが、C T 値は濃度と時間の積であり、処理時間を長くすれば達成できるため、そもそもの考え方がおかしい。また、24 時間後の最低濃度の規定ではなく、C T 値の具体的な計算方法を I S P M に掲載すべき、こういったご指摘がございました。

これに関しては、まず検討結果の報告の前に、前回委員の方々から C T 値について整理して説明してほしいとの要望がありましたので、資料 7 を用いまして C T 値についてご説明いたします。

C T 値とは、くん蒸のガス濃度 (Concentration) とくん蒸時間 (Time) の積でして、くん蒸の有効なガス量を示す値です。

次のスライドの下グラフが C T 値に関する公式でして、縦軸がガス濃度、横軸がくん蒸時間です。最初に臭化メチルガスを投薬した後、時間がたつにつれてガス濃度が減少していきます。

なお、このガス濃度曲線は、木材の種類ですとか量によるガスの吸着具合、またくん蒸庫の気密性に影響を受けます。例えば、ガスを投薬して 2 時間後のガス濃度が C 2、4 時間後は C 4、24 時間後は C 24 として濃度が測定されます。C T 値の数値は斜線で色づけした部分の面積でして、例えば 2 時間くん蒸の C T 値はオレンジの斜線部分の面積です。また、24 時間くん蒸の C T 値は、このオレンジの部分と青、その右側の赤の部分と緑、この 4 つの斜線部分の面積の和になります。I S P M No. 15 におけます木材こん包材に対する臭化メチルの基準は上の表 1 でございます。この基準では 2 つの規定が要求されており、例えばくん蒸の温度が 21 度以上の場合ですと 24 時間くん蒸の C T 値が 650 以上であること、もう一つは、24 時間後の最低濃度、つまり C 24 が 24 以上であること、この 2 つの規定をクリアすることが要求されます。

以上が木材こん包材に対する臭化メチルのくん蒸の基準に関する説明です。資料 5 の検討結果の報告に戻らせていただきます。

1 つ目のご指摘は、所定の C T 値を満たせばよくて、24 時間後の最低濃度の規定は不要ではないかとのご指摘でございましたが、24 時間後の最低濃度の規定をなくし、C T 値のみの規定にした場合、高い投薬量による 24 時間よりも短いくん蒸と、また、低い投薬量による 24 時間よ

りも長いくん蒸が考えられます。しかし、いずれの場合において所定のC T値を達成しても殺虫効果が低下したという報告がありました。このため、C T値のみを満たすことだけでは十分な効果が担保されない恐れがあります。したがって、C T値とあわせて、24時間後の最低濃度の規定は必要と考えられます。

また、参考情報ですが、本基準案の24時間後の最低濃度の規定は、我が国の試験結果を踏まえて作成されたものでありまして、我が国のくん蒸処理の実態を踏まえたものとなっております。これに関しましては、24時間のくん蒸によるくん蒸庫内の気密性の確認及び現場の作業スケジュールの実効性を考慮し、24時間のくん蒸処理としております。

2つ目のご指摘のC T値の具体的な計算方法をI S P Mに掲載すべきとのご指摘に関してですが、C T値の計算式については2009年我が国から次の計算式をI S P Mに記載すべきということでI P P C事務局に提案しました。 $C T値 = 3 \times C 2 + 11 \times C 4 + 10 \times C 24$ 、これは2時間、4時間、24時間後の臭化メチル濃度を測定し、C T値を計算する方法です。これに関しましては、I P P Cの専門家の中で検討した結果、この計算式では合意が得られませんでした。その理由としましては、正確にC T値を測定するためには常時臭化メチル濃度を測定する必要があること、また必ずしも2時間後、4時間後に測定しなくても、24時間くん蒸に所定のC T値を満たすことが条件であるので、最終的にはC T値の計算方法は各国の判断にゆだねられることが妥当と結論づけられました。

次のページをめくっていただきます。そのため、C T値の計算式はI S P M、国際基準ではなく、I S P M No. 15の詳細補足説明、参考資料という位置づけとして、Explanatory Documentというのがありまして、これに記載することになり、現在I P P Cの専門家の中で当該資料を作成しているところです。

○坂田植物防疫課課長補佐 ただいま1つ目の指摘事項でありますC T値について、検討結果ご報告いたしましたけれども、これにつきまして、ご意見、ご質問があればよろしくお願いたします。

○秋山委員 今の説明の4. のところで、この計算式では合意が得られなかったという、今説明がございましたが、よく意味がわからなかったんです。要するに各国で、例えば韓国はC T値の計算方式を自国の規定で出していますね。計算のやり方が日本と若干違うんですね。そういったことを意味するのでしょうか。

○北原植物防疫課係長 例えば日本が提案したのは2時間後、4時間後、24時間後をはかってC T値を測定する、計算するという方式を提案しました。ただ、例えば2時間後、4時間後に

測定しなくても、それぞれの国によっては3時間後に測定したりとか、6時間後に測定したり、各国フレキシブルに、濃度を測定する時間というのは各国の判断にゆだねられるということで、特定の計算式を国際基準に入れるのではなくて、計算式の一例を国際基準の参考資料としての位置づけとして今現在つくっているところでございます。

○坂田植物防疫課課長補佐 ほかにご質問、ご意見があればお願いいたします。

そういたしましたら、また後で戻ってでも結構ですので、次に進めさせていただきたいというふうに思います。

○北原植物防疫課係長 次のご指摘ですが、5ページのパラグラフ34、第5項の箇所でございます。臭化メチルくん蒸の実施に関する要素として、臭化メチルくん蒸において、気化器の使用は必ずしも必要ではないので、気化器を使うことを考慮すべきという記述で十分か、検討すべきとのご意見がありました。

これに関しましては、現行の国際基準では臭化メチルは気化器を大抵の場合使用すると規定されております。今回この部分は改正されておまして、改正案では気化器を使うことが考慮すべきと修正されているため、気化器の使用は必ずしも必要ではないということが担保されるところと考えられると判断いたしました。

○坂田植物防疫課課長補佐 この点につきまして、ご意見、ご指摘があればよろしくお願いいたします。

では、続きまして、次の検討事項に移ります。

○北原植物防疫課係長 次は3ページのパラグラフ17の第5項でございます。熱処理の実施に関する要素として、今回の改正案では加熱室内の最も気温の低い場所が特定され、温度センサーはこの場所に設置されるとの規定が追加されました。これに関し、熱処理の温度をセンサーで測定する場合、最も温度が低い場所を探すのは困難であり、検討が必要とのご指摘がございました。

そこで、指摘を踏まえまして、資料6のとおり我が国のコメント案を作成しております。資料6をごらんください。この表の見方ですが、一番左側がコメント案を提出する当該場所、真ん中にコメントとしての具体的な修文案等の意見、一番右側がその意見に対する理由になっております。温度センサーに関しては一番上の列として、以下のとおり文言を修正する意見を考えております。加熱室内の最も気温の低い場所が特定されるというのを、温度センサーは最も気温の低い場所と思われる場所に設置されると修正する意見でございます。

その理由としては3つございます。1つ目が加熱室内の最も気温の低い場所を厳密に特定

することは困難である。2つ目が、パラグラフ17の第2、第3、第4項の部分におきまして、熱処理の実施に関する要素としまして、加熱室内の空気の循環を確保する旨の規定があるため、場所を推定する程度で差し支えないと考えました。

また、2ページ目のパラグラフ12の第1センテンスの箇所に、N P P Oは処理中に目標温度が維持されることを確保するために、最も冷えていると思われる場所で処理温度が監視されることを保障しなければならないという規定がございまして、これとの整合を図るために、こういった修正案を提案する予定でございます。

○坂田植物防疫課課長補佐 ただいまのことにつきまして、ご意見、ご質問があれば、お願いいたします。

では、続きまして次の事項をお願いいたします。

○北原植物防疫課係長 続きまして、また温度センサーに関する指摘ですが、3ページ目のパラグラフ17の第6及び第8項に関することでございます。今回の改正案では、温度センサーは少なくとも2つ以上設置するとの規定が追加されました。これに関し、新たな温度センサーの設置が求められると処理業者は新たに設備投資をする必要が出てくる等の課題が生じる恐れがあるとのこと指摘がございました。

これに関し、資料6のとおりコメント案を作成いたしました。当該箇所は、上から2つ目及び3つ目の箇所です。以下の文言を削除するという意見を考えております。まずは、パラグラフ17の第6項の第1センテンスで、木材に挿入された温度センサーに基づいて処理を決定する場合は少なくとも2つの温度センサーを使用する。ここの文言を削除する。もう一つ、第8項の第2センテンスです。木材こん包材を扱う加熱室では処理スケジュールに応じて最低2つ以上の温度センサーを使用する。ここの文言の削除です。

その理由としましては、国際森林検疫研究グループ、I F Q R Gというグループがありまして、各国の森林研究の当局ですとか、くん蒸団体の専門家がメンバーとなっているグループです。その文献によりますと、温度センサーの適正な較正が担保されていれば必ずしも2つ以上のセンサーが必要ではないとの記載がございましたので、そこで削除するコメント案を考えました。

○坂田植物防疫課課長補佐 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問があればよろしくお願いいたします。

○米倉委員 この適切な較正が担保されているということは、具体的にはどういうことを意味するのでしょうか。

○北原植物防疫課係長 温度センサーがきちんと稼動するかどうかというのをチェックすることです。

○米倉委員 事前と事後、二度適切であればまずよからうと思うんですが、そういうことなんでしょうか。

○北原植物防疫課係長 チェックの仕方まではこの基準案に具体的には書かれておりません。

○坂田植物防疫課課長補佐 ただいま米倉委員のご指摘は、較正というのがきちんと担保されているというけれども、どういうふうに担保するのかというのがわからなければ適切かどうかというのはわからないということだと思んですが、この辺につきましては、委員の皆様何かご意見なり、説明があればよろしくお願ひしたいと思います。佐々木委員、いかがでしょうか。

○佐々木委員 全国木材検査・研究協会の佐々木でございます。

こういった温度計であるとか、検査に用いる測定器の較正というのは、それぞれの企業等にある測定器が正確に、この場合だと温度を測定しているのかを検査します。よくあるのは、一般的に皆さん目に見えるのは、はかりです。はかりを公正な機関で、お店のはかりがきちんとした重量を示しているか較正しているのをよくテレビなどで見ると思うんですけれども、それと同じように、温度計も1年に1回なり検査をして、きちんとした温度が測定できるように較正をします。具体的には、一定の温度、その温度をはかったときに、その会社にある温度計が何度を示しているか。いろいろ誤差が出てくるんですけれども、仮にその会社の温度が指定した温度よりも1度低い目盛りで読んだときには、あなたの温度計はその分だけ狂っていますから実際の温度数字を出すときには直してください、読みかえてください。そういう処理をして、正確な温度を計測するようにします。そういったことを較正という言葉で示しております。

○坂田植物防疫課課長補佐 佐々木委員、ありがとうございます。このように、基準の中に適切な較正がされていればと書かれていれば、共通認識として担保されるというようなご指摘かというふうに思います。

せっかくの機会ですので、質問でも結構ですので、なかなかこういったことを聞く機会もございませんので、あればよろしくお願ひいたします。

○秋山委員 今の佐々木委員の説明、これは温度計についてでございますが、先ほどのくん蒸処理についてもガス濃度を測定するときには較正が必要であって、それは各国のN P P Oがきちんと較正するというような内規か何かつくればいいのであって、通常くん蒸業者はそういった較正をきちんとやっております。すべての処理でそういった測定機器の較正について一定の見解を国際基準の中で規定しておけば、さっき言ったような問題も起こらなくなるんじゃない

か、そういうふうに思います。これは私の個人的な意見です。

○坂田植物防疫課課長補佐 秋山委員のご指摘は、何か機会があればそういった較正に関する基準というもので一つできるというイメージでしょうか、それとも……

○秋山委員 基準までいなくて、すべてこういった、温度にしろ、ガス濃度にしろ、これから説明のある電磁波処理などに使う機器すべてのものに共通の補足基準みたいな、見解でもいいんですけれども、そういうものがないと途上国では非常に混乱すると思います。

○坂田植物防疫課課長補佐 ただいまの秋山委員のご指摘、今後踏まえて対応していきたいと思います。

○犬伏委員 温度計を2つ設置したほうがいいというのは、くん蒸場所や乾燥室など広いところで、温度や濃度を一定にできなかったら意味がないという意味で2カ所とっているのかと考えました。1カ所でも大丈夫というためには、扇風機などで担保できるならばという話かなと読んでいましたので、ちょっと違ったかなと思いました。

○坂田植物防疫課課長補佐 犬伏委員のご指摘は、センサーを2つ使えとっている趣旨は、温度計が狂っている場合があるからということではなくて、室内でも、もしかしたら高いところと低いところがあるので、その両者をきちんと、ちゃんと温度計が適切なところに置かれているということを担保するために2つ置くというふうになっているんじゃないかというご指摘だと思いますけれども、これについてご意見があれば、お願いいたします。

○北原植物防疫課係長 ただいまのご指摘ですけれども、この温度センサーを少なくとも2つ設置するという意見に関して、この意見が出てきた経緯、背景を調べてみました。その背景としましては、1つが壊れている場合があるため、それを担保するために少なくとも2つ設置するといったことが今回提案されている背景でございます。

○米倉委員 物はいつでも壊れる可能性があります、後で壊れていたことがわかったということは、私の経験でもよくあるんですが、先月較正したから今回も大丈夫だというのは、それは余り当てにならない話です。終わった後にもまたやって大丈夫だったというのとセットであればよかろうと思うんですが、そういうことが煩雑であれば2つ置くほうが簡単ではないかと思います。

○坂田植物防疫課課長補佐 基準案に戻りますと、我々の考えましたコメントとしては、2つセンサーを置くというものを基準から削除するよにというようなコメントだったわけですが、これをあえて削除までしなくてもいいのではないかというようなご指摘もあろうかと思います。その辺につきましては、ご意見、いかがでしょうか。佐々木委員、いかがでしょうか。

○佐々木委員 正確に動いているものであれば1つで構わないんです。大体日本の乾燥機の中にはそもそも温度計が2つあるんです。今現在は多くの場合は温度計1つなんです。あくまでも窯ですから、そう簡単に改造が効くものでもないので、できれば1カ所でやっていただいたほうが業者サイドとしては助かります。

○坂田植物防疫課課長補佐 現在の処理庫の実態を申し上げますと温度計1つ、この国際基準で2つというふうになると改良が必要になってくる。そのリスクがどの程度あるのかということになろうかと思いますが、今の佐々木委員からのご説明につきまして、米倉委員、いかがでしょうか。

○米倉委員 私も現場の装置とか、よく知らないものですから、どの程度大変なものかわからないんですけれども、これは証明された、ブラックボックスに入った記録計がついているセンサーという意味なんですか。業者は触れないと。第三者の方がチェックする、そういうような証明つきの記録つきのセンサーの意味でしょうか、これは。

○坂田植物防疫課課長補佐 通常この熱処理に使われている温度計というのは自動で記録するような装置がついているものなんでしょうか。

○佐々木委員 そうです。

○米倉委員 それであれば、それは1個のままで、ポータブルの記録計もあるわけですから、そういうものでサポートすれば、その辺をどういう表現するのかは別にして、もう一個が、メインのものが正常に作動していたんだということを担保する脇で検証する記録計でもつければ、ほぼどんなことを言われても大丈夫だというふうに思うんですが。

○坂田植物防疫課課長補佐 佐々木委員、お願いします。

○佐々木委員 そういうことであれば、明確に何か予備の温度計を備えておくというような記載にしないと、恐らく、2つといたら同じものを、メインで使っているものともう一つ同じものをというようなことになるので、そこら辺は記述しておいたほうがよろしいかと思います。

○坂田植物防疫課課長補佐 ただいまのご意見なんですけれども、ほかに、今のことに関連しまして、ご意見、ご指摘があれば、よろしくお願いいたします。

○鬼武委員 私全くの素人で現場がわからないので、余り適切な意見になるかどうかわかりませんが、今の各委員のお話を伺っていると、2つ以上あるというのは1つが壊れているなりということで、それは較正がどの程度かということも担保する上でということであって、一方では、1つがきちんと毎回較正されていれば1個でいいんじゃないかという、私はイコールにも読めたんです。ですから、途上国とか、そこの置かれている国の状況で2個設置するの

がかなりしんどいなり、コスト的に難しいということであれば、年に一回なり、年に二回なり、較正されてきちんとされたものであるでもいいでしょうし、もし同じ値段ぐらいで2個置いたほうがいい、それが1個が壊れても担保されるということであれば、それはそれでいいというふうに、両方私読み取れたんです。ですから、今の議論を聞いていると同じ、イコールのように受けとめられたんですが。

○坂田植物防疫課課長補佐 そういたしますと、例えば基準案として、でき上がりとしてどういうものがあるかというふうになりますと、少なくとも2つの温度センサーを使用するというふうになりますとそこに余り選択の余地がなくなってきた、必ず2つなければいけないとなってしまうと思うんですけれども、そういった意味で、今回の提案として、我々のコメント案としては、文言を削除というふうになったわけですが、削除ですと今度また緩過ぎるというようなことがございますでしょうか。

○米倉委員 私が、例えば蒸熱処理とか、そういうことを自分でやるなら、必ず2つ使います。正式の第三者の監査が入るものはそのまま触ることはできません。でも、それが本当に正確に作動しているかどうかは、自分でボランタリーに使ってやります。もしも正式の温度記録計にトラブルがあったときには全部責任がかえってきますので、第2の温度計を省略することのメリットは余りないんです。ポータブルのセンサー記録計というのは2万円も出せば買えますので、そんなに高いものではないと思います。特に発展途上国で考えたら、かえてそういうリスクがあるんじゃないですか、1個でやっていることのリスクは高いと思います。

○坂田植物防疫課課長補佐 私が質問するのもあれなんですけれども、この予備の温度計というので処理期間中に温度をはかる、補足的にはかるということは可能なものでしょうか。何か大きな細工をしないと厳しいということであれば、結局は2つ以上というふうになると思うんですけれども、佐々木委員、いかがでしょうか。

○佐々木委員 予備の、ポータブルの温度計というのも可能ですけれども、それがどの程度どういうふうに木材の熱処理のときに機能が満たされるか、私ども通常メインの温度記録を伴った温度計を使ってやりますので、そっちをメインにして見ていますので、余り予備の機械というのを通常では使わないものですから。

○古茶委員 私どもは3年に一遍ですけれども、ちゃんと動いているかどうか、温度がちゃんとなっているかどうかということを検査、調査させてもらっているんですが、大体施設には1つしかセンサーがありませんので、もう一つ持って行って、一番低いと思えるところに持っていった温度計をつけて、そこが低ければ、こんなに低いところもありますから、それにあわせ

た基準に合うような高い温度に上げてからやってくださいという指導をやるものです。

○坂田植物防疫課課長補佐 今までの議論を踏まえますと、一方ではきちんと較正されたものであれば1つでも十分保証できるというようなご指摘と、他方、そうはいっても処理を実施する人にとっても万が一それが故障していたということになればそもそもの処理の信頼性にかかわることなので通常は2つ以上使ってそういったものは常時監視するべきではないかというようなご指摘。あるいは実態上見れば庫内の温度というのはなかなか一定ではないので、そこをきちんと担保するにはなかなか難しい部分もあるというようなご指摘もありましたけれども、私、今聞いていて、先ほど鬼武委員もおっしゃったように、最終的には同じことに戻ってくるのかなというふうに思っていて、義務にすると厳し過ぎる。ただ、フリーハンドでこれを全部削除すると、それはまたそれでいろいろな問題点があるということで、例えば2つの温度センサーを使用することが推奨されるとか、そういった義務を負わないうちでも2つ以上使うことが原則的には勧められるというような修文でしらいかがでしょうか。

○山浦委員 私も推奨するというふうな表現でよろしいかと思います。

○坂田植物防疫課課長補佐 そのほかにご意見ありますか。

そういたしましたら、私どもの提案しているもの、削除となっておりますが、少なくとも2つの温度センサーを使用することが推奨するなり、そういった文言を入れて、義務ではないけれども、できる限りそうしましょうというようなコメントにしたいと思います。

そのほか、ご意見、ご質問ありますか

では、続きまして、次の項目をお願いします。

○北原植物防疫課係長 次のI S P M案に移りまして、木材こん包材に対する誘電加熱を用いた熱処理に関して、ご説明いたします。

委員の方々から1点ご指摘がございまして、誘電加熱を用いた熱処理は木材こん包材の内部の分子に作用するため、木材こん包材の強度への影響も検討すべきとのご指摘です。

これに関する検討を実施いたしましたところ、木材はもともと大量に水分を含んでおりますが、乾燥させることにより強度が上がるのが科学的に立証されています。そのほか、品質の向上ですとか、収縮の防止の効果があります。一方、過剰な乾燥、長時間の高温乾燥等は木材の割れやこげの原因となることも指摘されています。ただ、今回の基準案で提案されている処理方法は2.4ギガヘルツの周波数であるマイクロ波による短時間、低温の処理であり、木材こん包材の強度への影響は無視できる程度と考えられると検討した結果でございます。

○坂田植物防疫課課長補佐 このことにつきまして、ご意見、ご質問があればよろしくお願

いたします。

それでは、木材こん包材に関する基準、誘電加熱に関する基準、この2本につきまして、最初に戻っていただいても結構ですが。済みません、もう一つありました。

○北原植物防疫係長 資料6の一番下の箇所です。委員の方々のご指摘とは別に、植物検疫組織で考えて提案しているコメントがございます。一番下の箇所で、8ページのパラグラフ13の箇所でございます。現行では対象規制品目を横断面が20センチを超えない剥皮された木材となっておりますが、ここを以下のとおり修文することを提案しております。横断面が20センチを超えない木材、「剥皮された」という部分を削除する提案でございます。剥皮というのは、木材の外側に樹皮がありまして、その樹皮を除くということであります。その理由としましては2点ございまして、本処理の根拠文献によれば、「樹皮」の有無は熱処理の効果に影響を及ぼさないため。それと、もう一つは、I S P M No. 15の付属書1に、熱処理の場合、処理の実施後に剥皮することができるとの記述があります。それで、剥皮された木材を消毒の対象品目にした場合、消毒の実施前に剥皮しなければならないとなり、そこに齟齬が生じるためです。

○坂田植物防疫課課長補佐 ただいまのは前回のご指摘にはなかったことですが、防疫組織として検討した結果、こういったコメントが必要であろうというふうに判断したものです。ご質問、ご意見ございますでしょうか。

○山浦委員 素人考えなんですけれども、剥皮といった場合のポイントは、やはり中身と皮との間に害虫の卵なり、さまざまな条件があるから、そこはやはり剥皮ということは勧められるという、そういう意図ではなかったんでしょうか。

○北原植物防疫係長 木材こん包材の場合、樹皮の部分に一番害虫がつきやすいということで、木材こん包材として使う場合には樹皮を取り除かなければなりません。それで、現行の基準ですと、臭化メチルくん蒸と熱処理の消毒方法がありまして、臭化メチルくん蒸に関しては剥皮した後に臭化メチルくん蒸しないと処理の効果が担保できないということで、消毒前に剥皮することが義務づけられています。現行の熱処理、56度、30分間の熱処理に関しては、樹皮があろうがなかろうが、56度、30分間処理すれば、樹皮に存在する害虫も殺虫できるということで、現行の基準では、消毒前でも後でもどちらでも、剥皮しても構わないということになっております。

○坂田植物防疫課課長補佐 それぞれの処理方法のリスクに応じてそういったことを検討しているというような説明でしたけれども、この件につきまして、ご意見、ご質問があればお願いいたします。山浦委員、よろしいでしょうか。

○山浦委員 結果的には剥皮したほうが安全性はより担保されるんじゃないかと思うんですけども、あえて取るということまで必要でしょうか。

○北原植物防疫課係長 これに関しては、今回の原案ですと剥皮されたものが消毒対象となっておりまして、消毒前に必ず剥皮しなければならないとなってしまうのですが、この剥皮されたというのを削除することによって、消毒前、消毒後、どちらでも剥皮してもよいということになります。ただ、結果的にはこん包材として使用する場合には剥皮というのが条件になっております。

○坂田植物防疫課課長補佐 現行の規定の中でも臭化メチルくん蒸の場合はまず皮を取ってやるというのが、リスクの程度に応じてということですけども、やっている。一方で熱処理はどちらでもいいというふうになっていて、今回新たに誘電加熱処理というのは、どちらかというと熱処理に近いというような書きぶりになるということでございます。このことにつきまして、ご意見、ご質問あれば、ぜひよろしく願いいたします。今回提案されている処理がどちらにより近いかということで判断した結果、熱処理に近いほうの処理基準としているところでございます。

犬伏委員、お願いします。

○犬伏委員 確か以前に、木材こん包材はA国から出てB国を経由してC国に行くというのがありましたね。A国で消毒されていれば、C国まで行く間にB国にしばらく留まっていたとしても、ここでは改めてしなくて良かったですね。でも安いラワン材みたいなものを家の柱とか何かに使っていると、何年かたってから虫の卵が中で孵って出てくるという話が結構昔はあったような気がします。そういったことが起こらないかなと心配してしまいました。素人ですいません。そのときに、特に誘電というのがよくわからないのですが、加熱するということでもなくて、電磁波みたいな感じなのかと思って想像したのですが、そういうことだと山浦さんがおっしゃったように初めから樹皮は取ってあるほうが少しでも安全なのかなと思ったものですから。

○坂田植物防疫課課長補佐 ただいま犬伏委員からご指摘ありましたように、木材こん包材の基準ですけども、基本的には一回処理したものは流通している間は二回目の処理をしないで流通できるというような仕組みになっていまして、そういったことであれば、少しでもリスクは下げたほうが良いということで、あえて剥皮されたというものを削除してまで、日本国としてコメントを出してまでこれをやる必要はないのではないかというご意見だったと思います。そういたしましたら、今回我々のコメントからこの剥皮されたというものを削除するというコ

メントは出さないという方向で検討したいと思いますけれども、この件につきまして、ご意見、ご質問があればよろしくお願いいたします。佐々木委員、お願いします。

○佐々木委員 いろいろご心配が皆さんあるようですけれども、マイクロウェーブを使った乾燥というのは、現在木材の加工において大変ポピュラーな乾燥処理になりつつあります。具体的には、薄板、表面に使われるような化粧張りの単板といいますけれども、1ミリとか、もっと薄い零点何ミリのスライスしたような、そういったような薄い板をうまく乾燥させるために、今までのような熱処理をかけると割れたり、波打ちがあったりするんですが、マイクロウェーブを使うとたくさんがと重ねたところにマイクロウェーブを照射することで、中から温度が上がってきて、非常にきれいに仕上がる。そういった特徴を持っています。

今回のマイクロウェーブによる熱処理ですけれども、食品の加熱も場合もそうですけれども、マイクロウェーブの場合は、温めようとする対象の中心部から温かくなってきますので、そういったことからいうと、外側から温めるよりも中心部に入り込んでいる、そういう虫だとか、そういったものに対して非常に有効に効くんです。ですから、そこら辺は電子レンジみたいにというとちょっと不安に思われるところがありますけれども、ぜひご安心していただいてよろしいかと思います。

そういったことからいうと、「剥皮された」という部分は、削除しなくてもいいんじゃないかなというご意見もありますけれども、私としては、別に削除しても技術的には何ら問題ないというふうに考えております。

○坂田植物防疫課課長補佐 佐々木委員より、技術的に考えれば剥皮されたというものはなくても大丈夫だということでしたけれども、犬伏委員、ご意見ございますか。

そういたしましたら、我が国コメントとして、「剥皮された」という部分については削除するというところでよろしいでしょうか。

では、我々検討した結果のとおり、今回基準の中からは「剥皮された」というところは取り除くということで、コメントを出したいと思います。

以上で木材こん包材に関する処理につきましてのコメント案、ご説明を終了いたしましたけれども、全体を通しまして、あるいは聞き忘れたという点がございましたら、よろしくお願いいたします。何でも結構です。秋山委員、お願いします。

○秋山委員 コメントでもないんですけれども、多分誤訳だと思うんですけれども、日本語の資料、参考2、パラグラフの23の1、誘電加熱のときの温度計のセンサーのことで、パラグラフ23の1. の一番下から2行目のところに、少なくとも2種類の温度センサーと書いてあって、

これはどうかと思っ原文を見たら、少なくとも2つの温度センサーと書いてあるんです。だから、これは2種類ではなくて、先ほどの温度処理と同じで2つの温度センサーというふうに和訳をしておいたほうがいいと思います。

○坂田植物防疫課課長補佐 ご指摘のとおりだと思います。直します。ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

そういったしましたら、次の基準に移らせていただきたいと思います。ネットメロンに対するウリミバエの蒸熱処理の基準に移らせていただきます。

○北原植物防疫課係長 資料5の3ページ目にございます。委員の方々から1点ご指摘がありました。参考2の12ページのパラグラフ20の箇所でございます。消毒のその他の関連情報のところに関しまして、蒸熱処理は処理の方法が処理効果に重要な影響を及ぼすため、処理装置に係る規定を入れるべきとのご指摘がございました。

これに関しまして、ご指摘を踏まえまして、資料6のとおりコメント案を作成いたしました。資料6の2ページ目の一番下の列にございます。その他の関連情報として、以下の文言を追加することを提案することを考えました。積まれた果実の周囲とその中を通過する蒸気が均一に流れるように蒸熱処理庫を設定する。また、蒸熱処理装置として差圧方式が推奨される。この理由としましては、蒸熱処理装置は、差圧方式のほか、吹き込み方式、水平気流棚方式等がありますが、蒸熱消毒研究会の報告によりますと、差圧方式以外の処理方法では処理庫内の熱効率が均等ではなく、均一な蒸熱処理ができないため、蒸熱にむらが出やすい。こういった理由がございますので、差圧方式が推奨される旨のコメントを提案する予定です。

○坂田植物防疫課課長補佐 ただいまの説明につきまして、コメント、ご意見ございましたら、よろしく願いいたします。山浦委員、お願いします。

○山浦委員 改めて差圧方式をご説明いただきたいんですが。

○坂田植物防疫課課長補佐 秋山委員、差圧方式のご説明をいただけますでしょうか。

○秋山委員 一言で説明するのは難しいんですが、私どものホームページ、トップページの出版物のところにカーソル、そこに日本語と英語で、ここに書いてございますいろいろな方式についての解説が書いてございますので、それを参照していただければと思います。要するに、荷口の全体を密閉して、上から下に圧力の差を設けて蒸気を送り込む、そういった方式でございますが、パンフレットを読んでいただければと思います。

○坂田植物防疫課課長補佐 圧力が、上が高いんですか。下が高いんですか。

○秋山委員 パンフレットを見ていただければと思います。

○坂田植物防疫課課長補佐 後ほどメールでお送りしますが、山浦委員、今の差圧方式ですが、今手元に説明させていただく資料がないものですから。

○山浦委員 コストの点ではこれはどの国でも使えるような、それほどコストのかからないものなんですか。あるいは特別な技術を伴いコストがかかるのでしょうか。

○秋山委員 これはハワイのパパイヤで最初蒸熱処理という、蒸熱処理の条件だけで日本はパパイヤを解禁したんですが、その時代にはよく蒸熱処理という実際の処理方法がわからなくて、ただ単に倉庫の片側から高温の蒸気を入れて消毒していた。そうすると、蒸気を噴き出すところはパパイヤが煮えてしまったということもあり、あるいは中まで温度が上がらなくてミバエが死なないとか、そういうことがあって、その方法による日本への輸出はほとんど行われなかったんです。その後日本のメーカーがそういった蒸熱処理の方法を技術開発しました。今は差圧方式でやっているのは日本と一部アメリカの企業もやっているかと思うんですが、ほとんど日本の幾つかのメーカーが、東南アジアとかいろいろなところに輸出しているというような状況でございます。温度コントロールにかなりノウハウがありまして、コンピューター制御して、そのソフトが他人にはまねのできない方式となっています。一時中国が最近はやりのコピー商品をつくって東南アジアに輸出したこともあるんですけども、ほとんどがうまくいってなくて、今どういう状況かわかりませんが、現在では日本のメーカーが輸出した装置が大抵のところで使われていると思います。

○坂田植物防疫課課長補佐 そのほかに。

○米倉委員 文言の追加の部分は、一般論としての蒸気が均一に流れるように蒸熱処理庫を設計するとまでにして、その後の実際の方式については、現在持っている差圧方式はかなり優れたものであるでしょうが、将来この技術にとどまるとは限りませんので、ここで技術を固定してしまわないで、一般論にとどめておくのがよからうかと思います。

○坂田植物防疫課課長補佐 ただいまのご指摘ですけれども、原文のとおり、修正案の中の最後の1文、蒸熱処理装置として差圧方式が推奨されるという、具体的な技術名までは書き込む必要はないのではないかということでしたけれども、この点につきましては、秋山委員、いかがでしょうか。

○秋山委員 特に問題ないと思います。ただ、ほかの方式でいろいろやられているんですが、なかなかうまくいっていないところもあります。もちろん差圧方式のみを推奨するという言い方は別に書かなくてもいいと思います。

○坂田植物防疫課課長補佐 ほかの委員の皆さんもよろしいでしょうか。

では、コメントの中で、最後の蒸熱処理装置として差圧方式が推奨される、ここはコメントの中から削除させていただいた上で、提出をいたしたいと思います。

犬伏委員、お願いします。

○犬伏委員 その前に「現状では」というのを一つつけておけばいいんじゃないでしょうか。今それが最高なんですね。

○坂田植物防疫課課長補佐 やはり具体的な技術名があったほうがわかりやすいというご趣旨かと思いますけれども。

○米倉委員 一定の量を想定した場合には、差圧方式が経済的に合う場合と合わない場合があります。非常に小規模にやろうとする場合にはこの方式は非常に高コストで、ほかにいろいろな効率と量と、それから与えられた環境によってこれを使いたくても使えない国があるわけです。業者はそれなりに工夫して条件を満たせばいいわけですから、これにというふうに、一つに指定して縛るのは私は余り好きではない。結果がよければいいだろうというふうに思っています。

○坂田植物防疫課課長補佐 米倉委員は農産物貿易の実態をよくご存じで、途上国ではいろいろな工夫をしてやっているので、余り特定の技術に縛るのはということですね。犬伏委員、よろしいでしょうか。

それでは、先ほど申し上げたとおり、蒸熱処理装置として差圧方式が推奨されるという部分だけ削除した上でコメントを出したいというふうに思います。

このネットメロンに対するウリミバエの蒸熱処理につきまして、ほかにご意見、コメントございますか。

そういたしましたら、前回委員の皆様からご指摘いただいたこと以外に、植物防疫組織として検討した結果コメントを幾つか提出したいというふうに考えておりますので、そこにつきまして、説明をさせていただきます。

○北原植物防疫課係長 コメントは3点ありまして、一番上の列ですと、12ページのパラグラフ15及び16のところの処理基準に係るところですと、原案ですと、46度の飽和水蒸気を使用してメロンの中心温度を目標温度の45度に上げるとありますが、必ずしも46度ではなくて、46度以上の飽和水蒸気を使用して、こういうふうに文言を変える提案をする予定です。その理由としましては、処理施設の規模、能力、処理する果実の個数等の条件によって処理効率は異なります。そのため、例えば規模の大きな処理施設ではメロンの中心部の温度を所定の45度まで上

げるには46度以上の水蒸気を使用する場合があるためという理由です。

2つ目に関しましては、同じく12ページのパラグラフ15のところです。メロンの中心温度を45度に上げるとありますが、メロンの中心温度に関しまして、以下の注釈を追加することを提案いたします。中心とは果肉内部の、胎座といいまして、メロンの内側の部分に白い種子の部分、種子が付着した白い部分がありますが、ここの部分を差す。こういった注釈を追加することを提案いたします。その理由としましては、温度をモニターする箇所は果実の構造に影響を受けますが、メロンの場合は果肉の部分、食する部分ではなく、その内側に位置する胎座部分で温度を測定する必要があるためでございます。

最後に、3つ目としましては、その他の関連情報として以下の文言を追加することを提案いたします。果実の中心温度が47度を超えた場合、果実に熱傷害が発生する可能性がある。これは現行の本処理の根拠基準によりますと、果実温度が47度に達すると生理傷害が発生するということが報告されておりますので、参考情報、関連情報として文言の追加を提案いたしました。○坂田植物防疫課課長補佐 以上、3点、技術的な検討でございますけれども、コメント、ご意見があれば、よろしくお願いいたします。あるいは質問でも結構です。

それでは、ネットメロンに関する蒸熱処理の基準につきましては、先ほどの議論のとおりコメントを提出させていただきたいと思います。

ここで一度休憩を挟ませていただきまして、3時20分より再開をさせていただきたいと思います。3時20分になりましたらお戻りいただきますよう、よろしくお願いいたします。

午後 3時15分 休憩

午後 3時21分 再開

○坂田植物防疫課課長補佐 短い休憩でございましたけれども、引き続き進めさせていただきたいというふうに思います。

続きまして、ヒメアカカツオブシムシの診断プロトコルということで、こちらについて説明させていただきます。

○北原植物防疫課係長 資料5の3ページ目をごらんください。委員の方々から1点ご指摘がございまして、参考2の39ページ、パラグラフ156の箇所でございます。謝辞に関することで、国際基準に謝辞を入れる必要はあるのか、ほかのISPMと整合性させるべきとのご指摘がございました。これに関しましては、診断プロトコルのISPMについては主に途上国等が内容の問い合わせ等をする上で有用であることから作者について記述しております。また、ISPM No. 27の付属書1で、ミナミキイロザミウマの診断プロトコルというのが2010年に採

択されておりまして、これにおいても同様の謝辞が記載されており、特段の問題はないと考えられると判断いたしました。

○坂田植物防疫課課長補佐 ただいまの説明につきまして、ご意見、コメントがあればよろしくをお願いいたします。山浦委員、お願いします。

○山浦委員 以前私が申したんですけれども、謝辞という表現にする必要はあるのかどうか、その辺はどうでしょうか。引用することは私もいいと思いますけれども。

○坂田植物防疫課課長補佐 日本語訳で謝辞になっていますけれども、英語ですと Acknowledgements になっていますが、山浦委員のご指摘は、Acknowledgements ということ自体も適切かどうかということでしょうか。それとも日本語訳が謝辞となると若干ニュアンスが変わるということでしょうか。

○山浦委員 特記事項でこういう方々が作成されていますというふうな指摘をされるという、かなりビジネスライクな表現であれば私も違和感なく受け入れたいと思います。

○坂田植物防疫課課長補佐 この辺は英語の語感になってくるので、どなたにお伺いしたらいいかというのがあるんですが、Acknowledgements というのはいかがでしょうか。謝辞という日本語訳はちょっと、論文の場合にはそういうふうな訳し方をするんだと思うんですが、この場合に謝辞と訳すのはいかがなものかというご指摘があろうかと思います。Acknowledgements につきまして、何か助けていただける方がいらっしゃれば、いかがでしょうか、英語の語感で。一般的に論文では Acknowledgements となった場合には日本語では謝辞というふうになるのが普通かと思いますが。米倉委員、お願いします。

○米倉委員 英語でのやりとりになるわけですから、問題になるのは日本語だけですからいいんじゃないですか。

○坂田植物防疫課課長補佐 日本語訳につきましてはもう少し、特記事項のようなニュアンスが出るように考えますけれども、Acknowledgements について、国際会議の場で、我々からこの言葉はおかしいんじゃないかというのは、なかなかそこまで、私も英語に造詣がないものですから。では、このまま、コメントとしては出さないけれども、意図としては途上国の皆さんが使う場合に、だれがつくったのかというのがわかったほうが問い合わせがしやすいという趣旨でございます。

ほかにご意見ございますでしょうか。秋山委員、お願いします。

○秋山委員 中のほうには謝辞は書かれていないので、この人が書いたと書いてあるだけなので、別に問題はないと思います。日本語で適当に用語を使われたらいいと思います。

○坂田植物防疫課課長補佐　かしこまりました。

ほかに、この基準につきましてご意見ありますでしょうか。

ヒメアカカツオブシムシにつきまして、コメントをいただいたもの以外に防疫組織として提出するコメントがありますので、説明させていただきます。

○北原植物防疫課係長　資料6の3ページ目でございます。ここに関しましては、個別の箇所に関するコメントではなく全体に係るコメントということで、具体的な内容の、ここがおかしいとか、修正案の提示ではなくて、より良い診断プロトコル作成のための提案でございます。正確かつ迅速に同定できるようにするためには、参考となる図は段階ごとの同定を確認する上で大変重要です。そのため、本 I S P M 案に記載のある図のみでは同定が困難な箇所があることから、外部形態等の各部位の名称がわかる全体図、及び形態を補足する図、例えば羽の紋様ですとか幼虫の触覚ですとか交尾器、こういったものの追加が必要というのを提案する予定です。これに関しましては、我が国の植物防疫組織である植物防疫所にはヒメアカカツオブシムシの同定指標、プロトコルがありますので、これを参考にして、より良い基準となるよう参考となる文献を提示することを考えております。

○坂田植物防疫課課長補佐　防疫組織として持っている知見をこの基準の中により提供するという趣旨でございます。

以上、前回の国内連絡会でご指摘いただいたことを踏まえ、また我々の防疫組織として必要と思われるコメントについて、ご説明をさせていただきました。全体を通しまして、あるいはどこかで言い逃したといったような点があればこの場でよろしく申し上げます。

○福岡植物防疫課室長　木材こん包材の誘電加熱の処理の点で、先ほど議論された部分の中で、和訳の資料4ページのパラグラフ23、先ほど秋山委員から2種類が2つではないかというご指摘をいただいた部分ですけれども、従来の加熱室を使った熱処理については、少なくとも2つ以上温度センサーを使うことを推奨するというような形でコメントを提案したらどうかということで先ほど議論が行われたと理解しておりますが、誘電加熱処理の場合、この23の第1パラグラフでは、少なくとも2つの温度センサーが使用されなければならないといった記述になっておりまして、誘電加熱処理について、先ほど佐々木委員からいろいろ、日本でも利用されているというご説明もありましたので、日本の実態あるいはそういう場合のセンサーの置き方から見たときに、ここについてどういうふうに考えたらいいのかなという点についてご意見いただければと思っております。

○坂田植物防疫課課長補佐　先ほど熱処理につきましてはセンサー2つ以上使うことを推奨す

るというようなコメント案で議論が収斂したところですが、もう一個、誘電加熱処理、新しいほうにも同じ記載がありまして、ここについても同じように2つ以上は推奨されるというふうにしたほうがいいのか、あるいは、誘電加熱処理については、先ほどの熱処理とは違って、こちらのほうは2つ以上のセンサーが使用されなければならないというふうな原案のままのほうがいいのか。ここは検討が漏れてしまっていたのではないかとのご指摘でしたけれども、佐々木委員、よろしくお願いします。

○佐々木委員 この誘電加熱処理の場合、はっきり申し上げて、ケース・バイ・ケースです。1つで済むときもあります。複数セットしなければいけないときもあります。どれだけの規模で、どれだけのスペースの乾燥施設でやるかによって違ってきます。それで、実際は今行われている誘電加熱処理というのは、食品を電子レンジの中に入れるというイメージよりは、電極を木材製品に置いて、それで処理していくんです。ですから、加熱しようとしている対象物であるとか、一回をどれだけの量にするとか、それによっていろいろ条件が違ってきますので、2つ以上といえば2つ以上がいいのかもしれません、そこら辺はケース・バイ・ケースというお答えしか今のところできません。2つ以上あれば、2つ以上というふうに書いてあれば2つ以上でいいんですが、そんなに大きな、たくさんの量を、例えば日本のこん包材を熱処理するような方々がそんなにたくさんではない量をやるというときは、そんなたくさんの、本当に少しの量しかやらない方も見えるので、1つで足りるところもあるんです。だから、これは国際基準ですから、どういう書きぶりにするのか、そこら辺は私もこういう熱処理の専門としている人にご相談をもう一回改めてしたほうがよろしいんじゃないかと思います。

○福島植物防疫課室長 先ほどの誘電加熱処理の原理からいいますと、中心部から温まってくるということからすると、大規模でなければ恐らく1つでもいいのかなというふうにも、今のお話ともあわせて推察されますし、そういう意味では先ほど従来の加熱室のセンサーについて、2つ以上が推奨されるというような提案と、提案としては同様のことをここで日本として提案するということでもよろしいのかなと、今お話をお伺いして思ったんですけれども、特段問題はありますでしょうか。

○佐々木委員 推奨するという表現であれば問題はないです。

○坂田植物防疫課課長補佐 そういたしましたら、誘電加熱処理につきましても2つ以上のセンサーを使用することが推奨されるというようなコメントを出したいと思います。

そのほか、前回もコメントがなかった基準もありますけれども、そういったものを含めまして、ご意見ございましたらよろしくお願いいたします。

そういたしましたら、今後の基準案につきましての手續について、ご説明をさせていただきます。本日の議論を踏まえまして、我が国のコメントという形で体裁を整えて事務局に提出する準備をさせていただきたいと思います。事務局へのコメント提出期限が9月30日、今月末となっておりますので、それまでには提出させていただきたいと思っております。ただ、来週9月19日の週からアジア地域、アジア太平洋地域で植物検疫組織の担当者が韓国の釜山に集まりまして、事務局に提出する前にアジア太平洋地域で意見のすり合わせをしよう。お互いがどうしているかを考えて、どういうコメントを出すのかという、ワークショップをやることになっております。その場で今いただいた意見を踏まえたコメントというものをアジア太平洋地域でまず紹介をして、そこで得られた、もしかしたら我々とまた違う視点でほかの国から見たらコメントもあろうかと思っておりますので、そういったものを踏まえまして、もう一度コメントを見直しまして、9月30日までに事務局に提出するという予定になっております。

その後、国際植物防疫条約の中で専門家による各国からのコメントを集約して、さらに検討して、早ければ来年の3月の総会で採択にかけられる。ただ、通常はIPCC事務局のコメントが提出されるのが結構な量になりますので、次の3月ではなくて、翌年の3月に採択に諮られるということもございますので、そういったことにつきましては、経緯も含めまして、農水省のホームページで公表していきますので、あわせてごらんいただければと思います。

以上ですけれども、全体を通しまして、この会の持ち方ですとか、そういったものも含めまして、ご意見、ご質問があれば、よろしくお願いいたします。

○秋山委員 最初の課長のごあいさつの中で、ホームページでこのISPM案についての意見を募集したというお話がございましたが、どれくらい意見が集まったか、参考までに、差し支えなければ教えていただきたいんですが。

○坂田植物防疫課課長補佐 差し支えないんですけれども、ゼロ件です。ホームページを通じての、農林水産省のホームページで自動でコメントを出せるようになっているんですが、それではゼロ件でしたが、あとはメールベースでお問い合わせがあったというのが1件ありました。まだまだ認知度が低いので、ぜひ関係の皆さんにご紹介いただければ大変助かります。

ほかに、全体を通しまして、ご意見、ご質問ございますか。

それでは、暑い中、またお忙しいところ、本日はお集まりいただきまして、ありがとうございました。以上をもちまして、第9回の国際植物防疫条約に関する国内連絡会を終わらせていただきます。ありがとうございました。

午後 3時36分 閉会